

岩手県告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、釜石市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨釜石市長から届出があった。

平成31年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

釜石市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地先公有水面埋立地545.31平方メートル

備考 関係図面は、釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。